

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会 公募委員募集要項

1 趣 旨

鳥取県附属機関条例に基づき設置されたとっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の委員として、青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の主に整備・活用についての提言をいただくために県民から委員を公募する。

2 委員会の概要

- (1) 名 称 とっとり弥生の王国調査整備活用委員会
- (2) 設置目的 青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項について調査審議する。
- (3) 構 成 委員20名以内（公募委員を含む。）

3 公募する委員

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格 令和8年7月20日時点で次のいずれにも該当する者
 - ア 県内に在住する満18歳以上の者
 - イ 史跡などの整備活用に関心があり、このことに積極的な提言をする意欲がある者
 - ウ 年2回(1回2～3時間)程度、県内で平日昼間に開催する会議に出席することができる者
 - エ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと
 - オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない者
 - カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
- (3) 募集期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）まで（午後5時必着）
- (4) 任 期 令和8年7月20日から令和10年7月19日まで（予定）
- (5) 委員報酬等 報酬（日額9,900円）と委員会出席のための旅費（実費）を支給する。
- (6) 委 員 会 年2回(1回2～3時間)程度開催。

4 応募方法

(1) 応募書類

応募書類は次のホームページに掲載するほか、青谷かみじち史跡公園及びむきばんだ史跡公園に配架する。

- ・とりネット (<https://www.pref.tottori.lg.jp/>)
- ・とっとり弥生の王国推進課 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/yayoi-suishin/>)

(2) 提出方法

別紙応募用紙に必要事項（応募者の氏名、住所、連絡先等）と「妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の活用について提案したいこと」を400字程度で記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、とっとり弥生の王国推進課に提出。

5 審査及び選考

- (1) 審査日 書面審査 令和8年6月18日(木)
- (2) 審査員 文化財局職員(地方機関の職員を含む。)とする。
- (3) 審査基準 別に定める評価基準に従って、審査員が各応募者の適正等を応募書類の記載内容をもとに客観的に評価する。
- (4) 選考結果 速やかに応募者全員に通知する。

6 その他

- ・応募書類は委員会委員の審査、選考及びそれに関する連絡にのみ利用し、他の目的では利用しない。
- ・応募書類は選考完了後も返却しない。
- ・原則として、委員会及び部会は公開で開催し、その議事録(発言者の氏名及び発言内容を含む)や提出資料は全て公開する。その委員は、これに同意するものとする。

7 応募・問合せ先

鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7932

ファクシミリ 0857-26-8128

電子メール tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp